

財団法人八尾市清協公社役員の報酬及び費用弁償等に関する規程

昭和60年7月30日

財団法人八尾市清協公社

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人八尾市清協公社役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常務理事に支給する報酬は、別にこれを定める。ただし、月の中途において常務理事の職に就いたとき又はその月の報酬の支給を終えるまでの間にその職を離れた場合におけるその月の報酬の額は、報酬の月額 $\frac{30}{分}$ の1に相当する額にその月の当該在職日数を乗じ得た額とする。

(賞与)

第3条 賞与は6月1日、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する常務理事について支給するものとし、その額の算定については、八尾市常勤特別職員（八尾市特別職の職員で常勤であるものの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）第一条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。）が受けるべき期末手当の額の算定の例による。ただし、この場合において、八尾市常勤特別職員に対する調整手当との月額の合計額については、報酬の月額とする。

(報酬等の支給日)

第4条 第2条の報酬は、毎月25日にその月分を支給することとし、賞与については、前条の規定により6月1日に在職するものについては同月30日、12月1日に在職するものについては同月10日、にそれぞれ支給するものとする。ただし、その日前の直近の土曜日又は休日でない日に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員が公社の用務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を、又通勤に要する費用弁償として通勤費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、財団法人八尾市清協公社職員旅費規程（昭和51年財団法人八尾市清協公社規程第3号）の定めるところによる。

3 第一項の規定により支給する通勤費の額及び支給方法は、財団法人八尾市清協公社賃金規程（昭和50年財団法人八尾市清協公社規程第2号）の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

(八尾市派遣職員に係る役員報酬)

第6条 八尾市職員で常勤の役員となった者の報酬については、第2条から前条までの規程にかかわらず、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32

号)の規定に準じて支給する。

(委 任)

第7条 この規定の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則(略)

(注) 常務理事に支給する報酬は、「当分の間、月額 500,000 円」と定めている。